

「遊海しんち2026」出店者募集要項

1. 開催目的

復興を通し培われてきた地域の絆や人のつながりを核として、豊かで魅力ある海の復活と、交流人口の拡大を図ることを目的に、「遊海しんち2026」を開催する。

2. 開催概要

日時：令和8年8月1日（土）15:00～20:30

※小雨決行/荒天中止（中止の際仕入れ等の補償はありません。）

場所：釣師浜海水浴場 他

主催：遊海しんち2026実行委員会

3. 出店資格

- (1) 新地町商工会会員・新地町観光協会会員・町内団体
- (2) 暴力団構成員・暴力団準構成員が運営もしくは販売者として従事しないこと
- (3) この募集要項に定める各規定を遵守することができる方

4. 出店条件

- (1) 原則として8月1日（土）15:00～20:30 終日出店できること。
※営業は11:00～開始可能。
- (2) 1申込者につき1テント又はテント半分を利用すること。
- (3) テントは間口5.0m×3.0m。
- (4) 実行委員会が指定した会場内のテント（場所）で出店すること。
- (5) テント以外の備品は、申込者で各自準備すること。
※保冷車及び消火器の用意はありません。

5. 出店料等

- (1) 協賛金あり 7,000円／1テント（半張り4,000円）
- (2) 協賛金なし 18,000円／1テント（半張り10,000円）

6. 申込方法

出店希望者は、必要書類を申込先へ提出するものとする。

- (1) 申込先 遊海しんち実行委員会（新地町役場1階 産業振興課内）
- (2) 申込期限 令和8年6月5日（金）午後5:00まで
- (3) 提出書類
 - ・出店申込書（現場責任者の名前を記入、本人確認書類添付）
 - ・誓約書

7. 出店者決定について

- (1) 出店募集件数は12件を予定し、申込者多数の場合は抽選により出店者を決定するものとする。
- (2) 出店決定者へは電子メールにて通知する。
- (3) 出店者説明会は7月上旬開催予定とする。説明会の内容は、出店場所及び出店に関する注意事項とする。

8. 出店料の納付について

出店決定者は、指定する期日までに出店料を振込で納付しなければならない。

9. その他

別紙注意事項を遵守すること

別紙 注意事項

- (1) 酒類の販売（小売り）を行うためには税務署の許可を受けてください。
- (2) 会場内は排水設備がないため、油分や洗剤を含む廃水は全て持ち帰ってください。
- (3) 火気を使用する場合は、消火器を常備してください。まつり当日に消防署の立ち入り検査があります。
- (4) 関係者駐車場は、指定の駐車場（1事業者1台）を利用ください。
- (5) 出店者の現場責任者が必ず、当日従事し常駐するようにしてください。
- (6) 当日責任者に、出店者の構成員でない方を指定するなど、「名義貸し」行為をしないでください。
- (7) 出店内容が申込内容と著しく異なる場合、公序良俗に反する場合、その他主催者が適正でないと認めた場合は、開催期間中であっても出店を停止する場合があります。
- (8) 商品や備品については、各自が責任を持って管理してください（備品の盗難や破損について主催者では責任は負いません）。
- (9) 出店者が会場で販売及び提供したサービス、商品等に関する苦情やトラブル等は出店者の責任で解決してください。また、食中毒や調理過程、サービス提供中に来場者に対しけがを負わせるなどの事故が発生した場合、主催者では一切責任を負いかねます。
- (10) 主催者は、まつり開催中または終了後に出店者が販売・提供したサービス、商品等に関する苦情等の連絡を受けた時は、出店申込書に記載された範囲で、当該団体の連絡先を、商品・サービスに関する責任者として相手方に提供することがあります。
- (11) 会場エリア内外の建造物、設備、什器、貸出備品等を毀損、汚損、紛失させた場合にはその損害について、主催者は起因者に全額賠償請求いたします。
- (12) 出店申込書の写しや誓約書の写しについては、相馬警察署・消防分署・相双保健所へ提供するものとします。
- (13) 出店内容、活動について実行委員会、警察、保健所、消防署から指示があった場合これに従ってください。
- (14) 実行委員会への申込と異なる品物・サービスを扱わないこと。
- (15) 誓約書の記載事項に違反しないこと。
- (16) 出店に必要な安全対策及び衛生対策を行うこと。
- (17) 出店区画以外での販売、活動、チラシ配布、展示、商品陳列を行わないこと。
- (18) 搬入・搬出に関する規定、時間を守ること。
- (19) まつり終了後は出店区画のゴミ拾い等を行うこと。また、翌日朝のゴミ拾い等に参加すること。
- (20) 使い終わり又は余った燃料、食材、調味料、氷等を不法投棄しないこと。
- (21) 各自ゴミは持ち帰ること。
- (22) 出店申込書における虚偽記載等を行わないこと。